

主な記事

- 2面:国交省講演で「運賃ブロック統合」▽「賃金の不利益変更」と闘う
- 3面:職場交渉の重点▽アンケート結果
- 4面:特定地域の候補に19交通圏

全自交しんぶん

第1233号

2月15日

(有料制1057号)

2023年/令和5年

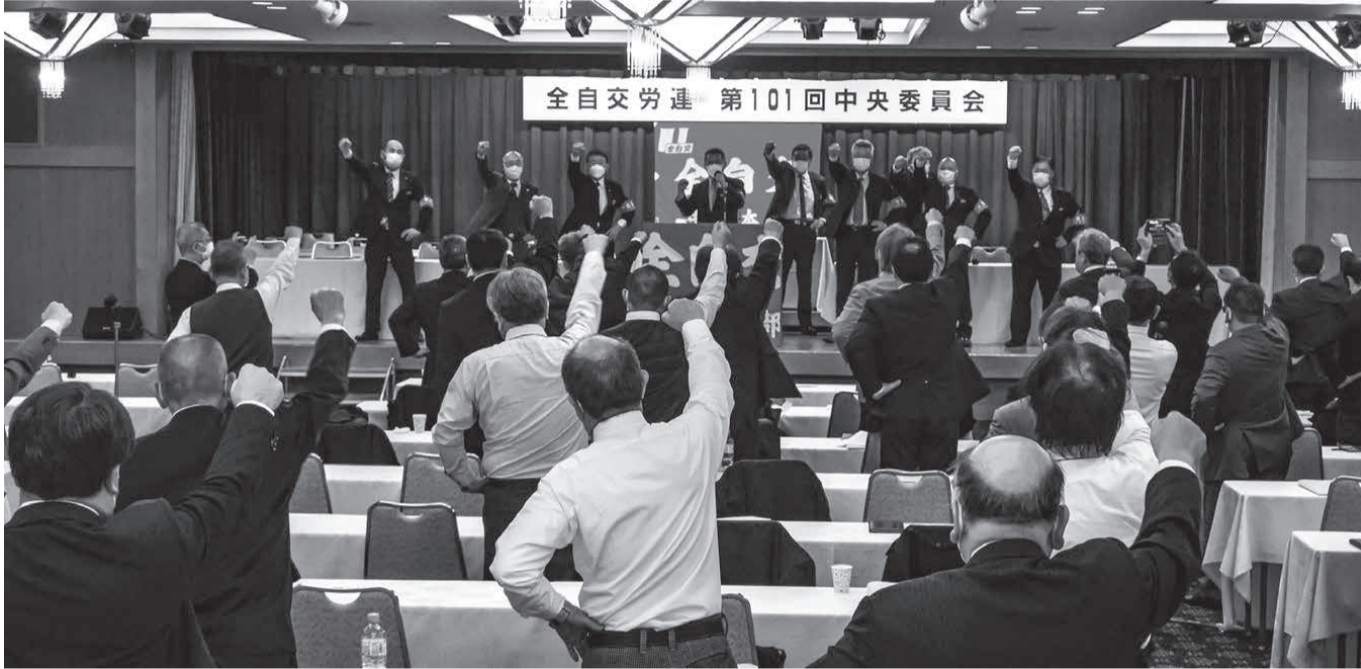
THE ZENJIKO
全自交しんぶん

発行=全国自動車交通労働組合連合会
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目7番9号
電話=03東京(3408)0875
FAX=03東京(3497)0107
zenjiko-roren@zenjiko.or.jp
発行責任者=松永 次央
原則毎月15日発行(月1回)
……購読料 1ヵ月 70円……

今こそ賃上げの時2023春闘はじまる

運賃改定分を確実に賃金へ

いよいよ大幅な賃上げを勝ち取るための2023春闘がスタート。全自交労連は1月23、24日の両日、静岡県伊東市のホテルジュルクで第101回中央委員会を開催し、従来の月額1万円要求に加え、運賃改定の増収分を含めて最低でも月例賃金7%以上の賃上げを求める2023春闘方針を確立しました。あわせて、タクシーをめぐる最新の情勢について国土交通省自動車局旅客課の森哲也課長、事業者からの賃下げ攻撃や企業再編への対応について東京共同法律事務所の木下徹郎弁護士の講演を聞きました(2面に講演の詳細)。



全自交労連 第101回中央委員会

今春闘で重視すべきは、と策として物価高騰に対するインフレ手当を要求しましょう。全101連賃ブロックのうち、全自交加盟組合では、すでに8割超で運賃改定が進んでおり、秋までには大半の地域で5万円のインフレ手当を獲得実施されます。この春闘では、改定を見越した交渉を行い、最低でも労働分配率(賃率)を改悪しないことを確認して、値上げ分を確実に賃金に反映させなくてはなりません。また一時金の要求においては、生活を守り離職を防ぐ対策として物価高騰に対するインフレ手当を要求しましょう。全101連賃ブロックのうち、全自交加盟組合では、すでに8割超で運賃改定が進んでおり、秋までには大半の地域で5万円のインフレ手当を獲得実施されます。この春闘では、改定を見越した交渉を行い、最低でも労働分配率(賃率)を改悪しないことを確認して、値上げ分を確実に賃金に反映させなくてはなりません。また一時金の要求においては、生活を守り離職を防ぐ対策として物価高騰に対するインフレ手当を要求しましょう。

溝上中央執行委員長 「全ての組織で要求」



あいざつする溝上委員長

溝上泰中央執行委員長は「東京では、現場でも値上げ効果を実感できている。全国で適正価格への運賃改定を実施し、一般産業との格差を少しでも縮める適正対価を実現しなくてはならない」と、運賃改定を大幅な賃金改善につながる決意を強調。同時に、値上げの負担を求める利用者への対応について「心から感

中央委員会は、1日目に溝上泰中央執行委員長のあいさつと講演を聞き、2日目に松永次央書記長が方針案を提案し、承認されました(春闘方針の概要は15日付1231号に掲載)。高橋学資格審査委員長が中央委員出席37人・委任17人、役員出席37人・委任2人により、中央委員会の成立を報告しています。議長は神奈川地連の河口健氏、愛知地連の谷口雅也氏が務め、円滑に議事を進行。書記は東京地連の本田明広氏、春闘アピール案の読み上げを同地連・久我恒夫氏が担当し

が喫緊の課題だ。「今春闘は乗務員不足を解消するために重要な闘い。賃金の絶対額にこだわりながら、若年者や女性も働きたいと思える労働条件をつくるために全力を挙げたい。個々の乗務員の家計の事情や健康状態に配慮し、介護や治療と両立できる勤務時間を設定することも必要だ。高齢者の活躍も含め、未来を見据えた運動を構築していく」と表明。

ハイタクフォーラム総決起集会

「適正な運賃改定と確実な賃金反映を求める総決起集会」

23春闘勝利！ライドシェア反対！

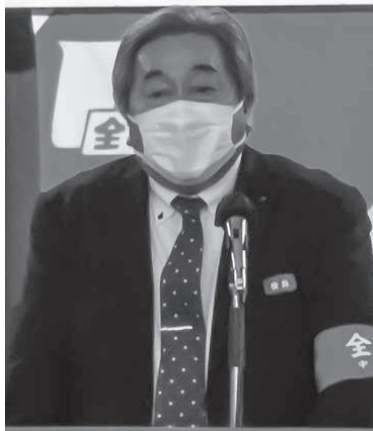
3月10日午前9時半
東京都千代田区全電通労働会館

青ナンバー

春闘について、最近では政府が賃上げを呼び掛け「官製春闘」と呼ばれてきたが、今年には記者の間で「元談まじりに」社長春闘という言葉が飛び交っている。▽実際、まだ春闘交渉も始まっていない段階から、大手企業の経営者が大幅な賃上げを発表している。▽イオンが300億円を投じ、パート従業員の時給を7%引き上げ、オリエンタルランドが非正規待遇7%、ノジマが一律2万円のベア等々だ。▽大企業でも、それだけ人材確保に危機感を持っているということであり、春闘前に早く発表することで、求人へのアピール効果を高める狙いのだろう。▽しかし、本来ならば、労働組合こそ大幅な賃上げを要求して勝ち取り、その存在感を高める好機である。決して「社長春闘」というような言葉を流行らせてはならない。▽すでに物価上昇率は昨年12月で4%に達した。連合の5%要求を実現すれば生活は楽にならない。ハイタクでは、まず運賃改定後の不当な賃下げを許さず、その成果を確実に賃金に反映させることだ。そうすれば10%以上の賃金改善も期待できる。本日に大事な闘いが始まる。K・T

松永書記長の春闘方針提案

春闘方針を提案した松永次 指摘。「運賃改定と、春闘に 央書記長は、賃上げ要求につ いて「連合が5%要求なら、 賃金・労働条件の向上を果た ず」と語り、「私たちの後に いかなければ、私たちの業界 続、若い人や女性のために の賃金は一般産業に追いつか ない」と格差解消の必要性を



方針案を説明する松永書記長。「賃下げを許さない」と断固たる姿勢を表明しています

「東京では運賃改定後、連 金の掲げる5%以上の賃金改 善効果が生まれている」とす る一方、「運賃改定に合わせ た賃下げの要請が全国に広が りつつある。多くの仲間から 報告があり、弁護士にも相談 している。悪質な賃下げの実 例について、マスクミに通知 することも考えるが、その前 減車すべきだ。遊休車両に無 駄な経費をかけるより、人へ それぞれ提案しました。

「要求指定日は2月28日、 回答指定は3月23日。今春闘 を戦い抜き、必ず結果を出す 心がまえで、全ての職場が要 求を提出していただきたい」と呼び掛けました。

ハイヤー部会の春闘方針に ついては本田有書記次長、自 動車教習所部会の方針につい ては、津田光太郎書記次長が

に、事業者にはまず交渉の中 の投資を」と、需給調整の仕 組みの維持の必要性を指摘し たい」と表明。「歩合給制

不利益変更といかに闘うか

木下弁護士が講演



木下弁護士は、運賃改定後の賃金改悪を想定して講演しました

東京共同法律事務所の木下 徹郎弁護士(日本労働弁護団 事務局長)が、「労働条件の 不利益変更」と「企業再編と 労働者」をテーマに、判例を 示しながら講演しました。

不利益変更については、運 賃改定時に歩合率などの労働 分配率を切り下げるケースを

想定し、「まずは皆さんの運 動で押し返すことですが、法 的な勝負の土俵でも良い勝負 になります」と自信をのぞか せました。

法的に不利益変更が認めら れるためには、事業者側が① 不利益の程度②変更の必要性 ③変更後の就業規則の内容の 相当性④労働組合等との交渉 の状況⑤その他の事情、に照 らして合理的であることを証 明しなくてはなりません。

木下弁護士は特に、③の相 当性について現在の社会状況 が判断基準となることを強調。 30年以上前に、タクシートの 運賃改定で足切り額と歩合率 を不利益変更したことが「有 効」と判断された判例がある

ものの「だから、今回の運賃 改定での不利益変更も有効か と言えは決してそうではな い。昨今のインフレや、タク シーの賃金が高騰と比べて 低く人手不足である現状、運 賃改定の目的に賃金・労働条 件改善がうたわれている事情 を考えた場合に、相当な不利 益がある」と指摘しました。

また②の必要性を判断する ためには「財務諸表などに基 づいて経営分析を行うことが 必要であり重要。団体交渉な どを活用して財務諸表を開示 させることが大前提となる」と語りました。

国土省の森旅客課長が講演



国土交通省自動車局旅客課の 森哲也課長と高畑賢太乗用事業 活性化係長が来場し、森課長が 運賃ブロックの統合プランなど について講演。森課長は「やは り賃金上がるように運賃改定 をして、魅力的な労働環境・魅 力的な職場にして、若い人を含 めて業界に入ってきてもらっよ うにする。これが王道。これ以 外のことをチョコチョコするよ

り、手間は大変でも きちんと運賃改定を して賃金を上げてい くことが重要だ」と 述べ、改定率審査に 当たっては「なるべ く高い改定率」を目 指していることも表 明しました。

一方、「運賃ブロックの数 がちよつと多すぎる」とし、各 運輸局での審査に時間がかかり 改定が遅れる原因になっている と指摘。

「私は2年サイクルで運賃改 定をやっているが、そのためには、 ブロックの数をまとめるべき」とし、現在のブロックを統合す

る考えを語りました(具体的な 検討案は下段に)。

また、今後新たな検討会を立 ち上げ、過疎地等を中心にタク シー営業区域の拡大を検討する ことや、「働きやすい職場環境 のハラスメントで心を病み離 職してしまう人が多い。最近 は SNS に乗務員証の写真をアッ プされる事例もある。この時代 に顔とフルネームと生年月日を 求めたことには怖い」と改善 を求めたことに対し「乗務員証 調査の課題を指摘する声、二種 な姿勢を示しました。

乗務員証も見直し検討

《現在の運賃改定状況》全自交のまとめ(2023年2月8日時点)では、前回一斉に改定 が行われた2020年2月以降、すでに14ブロックで改定が実施され、69ブロックで改定に 向けた手続きが進んでいます。全国100の運賃ブロック中、改定の動きがないブロックは島 や郡部が主で、高知、鳥取、島根を除く44都道府県で改定が進んでいます。申請率7割を突 破できなかった地域は現時点では香川県の小豆島のみです。

運賃改定で賃上げこそ『王道』

検討されている運賃ブロック統合案

- ◆運賃ブロックを運輸局単位に広げ、①人口100万人以上の大都市②100万人以下の都 市部③郡部の3パターンに統合。(例)東北であれば、①仙台ブロック②東北Aブロック③ 東北Bブロックの3種類となる。
- ◆申請率の達成要件は7割以下にする。
- ◆7月には新たな統合ブロックを確定する方針。当面は現在の運賃ブロックを継続するが、 7月以降に新しく運賃改定申請が出たタイミングで統合ブロックでの取り扱いとなる。

倒産・廃業に備える

企業の廃業などに伴い、労 働者の立場をどう守るかに ついても講演。組合つぶしを 目的に子会社を解散した親会社 に対し、労働者側が勝訴した 佐野第一交通事件などの判例 を紹介しました。

質疑応答では、加藤直人中 央委員(大阪地連)が、会社 が破産し、買収された朝日自 験を語りました。

2023春闘 職場交渉の重点

【運賃改定を見据えた協約を】

多くの地域で、春闘交渉後または交渉期間中に運賃改定の実施が見込まれ、すでに実施された地域もあります。春闘は今後1年間の賃金・労働条件を労使で定める場ですから、運賃改定実施後の賃金・労働条件の改善について交渉し、少なくとも年度の途中で労働分配率を改善させないよう確認しましょう。妥結後は、協定書を交わし、労働協約に確認した項目を盛り込みます。

【B型、AB型賃金の職場では】

歩合率引き上げ等が実現すれば最善ですが、最優先課題は現在の労働分配率を守ることです。少なくとも次の2024春闘までの「現状維持」を確認し、協定することで賃率や労働分配率の改善を阻止することができます。積算歩合給の設定や足切り額の見直しなどを会社側が提案してくることは十分に予想されますが、運賃改定が行われた後の実際の増収率を見なければ議論できないことを主張しましょう。

【A型賃金の職場では】

運賃改定が、確実に賃金・労働条件の向上につながるよう、固定給部分のベアアップや、一時金・退職金などの増額について交渉しましょう。

【インフレ手当の要求】

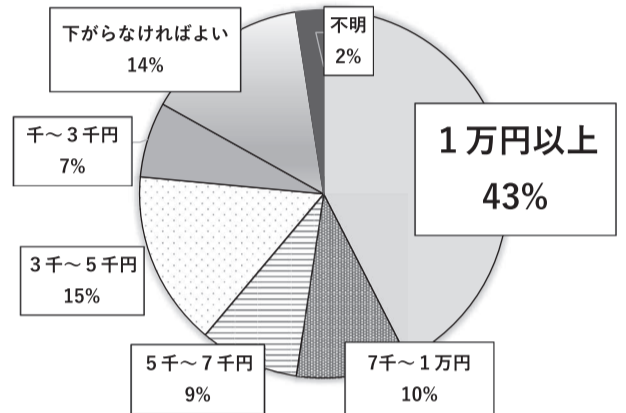
報道によれば、4分の1の企業が物価高騰対策としてのインフレ手当や一時金支給に取り組んでおり、全自交加盟単組でも、2022秋闘で1人5万円や3万円のインフレ手当を勝ち取った職場があります。生活を守り離職を防ぐために、一時金やインフレ手当を要求しましょう。

全自交組合員へのアンケート調査より

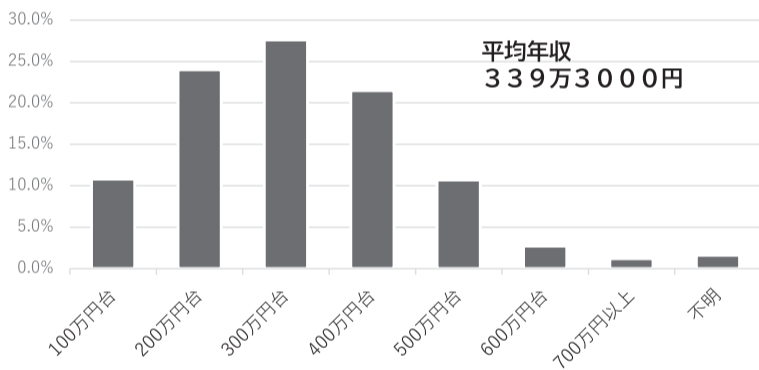
2022年11月に全自交が勤続1年以上の組合員を対象に行った「2023春闘 生活・労働実態調査」。25地連本の1556人から回答が寄せられた。

	全自交組合員 2022 《調査時期2022年11月》	全自交組合員 2021 《調査時期2021年11月》	タクシー乗務員平均 《厚生労働省・賃金構造 基本統計調査、調査時期 2021年6月》
平均年齢	56.0歳	57.0歳	60.7歳
勤続年数	12.8年	13.1年	10.7年
平均年収	339.3万円	288.1万円	280.4万円
世帯当たり 年収	467.6万円	416.3万円	

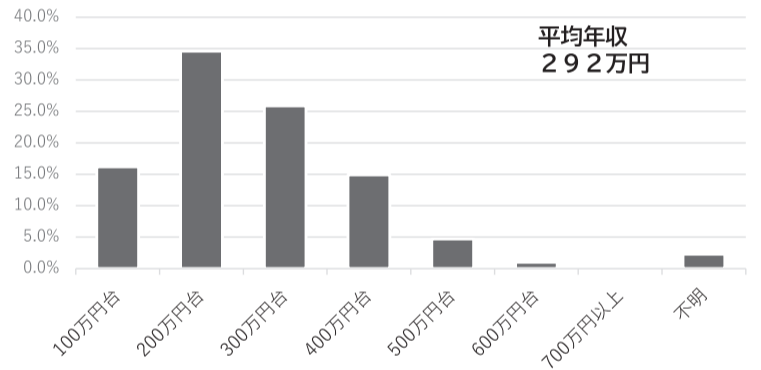
希望する賃上げ額（月額、定昇含む）



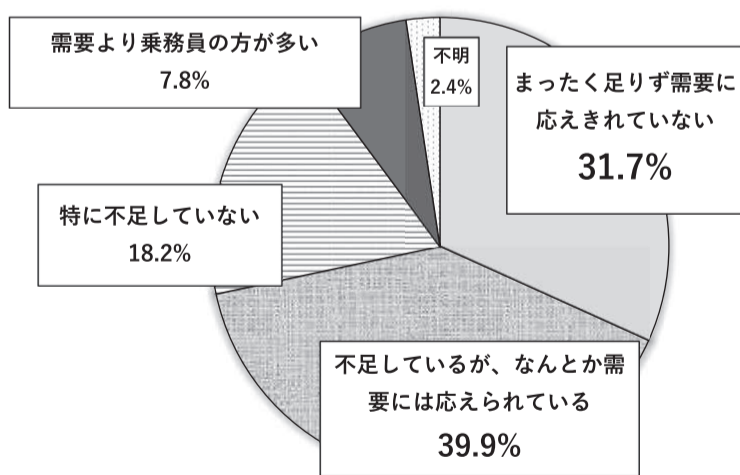
平均年収の分布(全国)



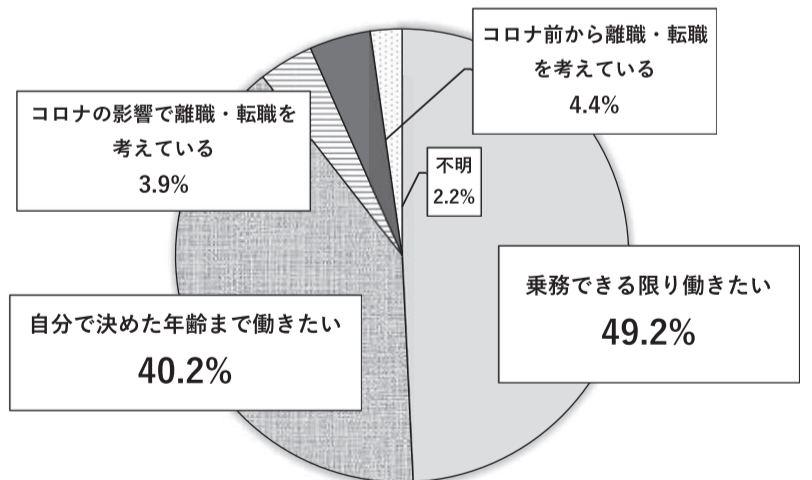
平均年収の分布(東京を除いた全国)



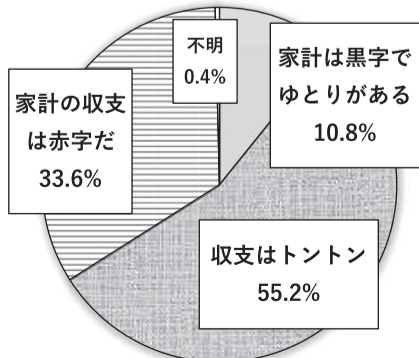
地域需要に対し乗務員は足りているか



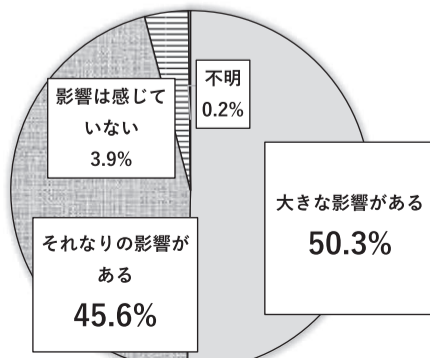
これからもハイタクで働きたいか



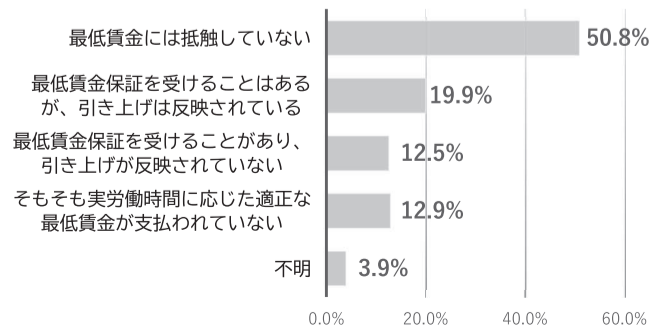
家計の状況



物価高騰が家計に与える影響



地域最低賃金の引き上げは反映されたか



特定地域指定候補に19区域

協議会 富山・兵庫地連は県協会に要請

改正タクシー適正化・活性化が常態化しており、適正化特別措置法の特定地域について、2022年度は19の営業区域が条件を満たし指定候補になりました。

全自交富山地連(石橋剛委員長)は、1月20日、富山県タクシー協会に対し、実際に指定に「不同意」の意思を示したため、一つも新たな特定地域は生まれていません。今年も事業者側は不同意で動く見られませんが、このような状況が続けば改正タクシー特措法は実効性を失います。

また、協議会を實際に開くこともなく書面上で開催する

全自交富山地連(石橋剛委員長)は、1月20日、富山県タクシー協会に対し、実際に指定に「不同意」の意思を示したため、一つも新たな特定地域は生まれていません。今年も事業者側は不同意で動く見られませんが、このような状況が続けば改正タクシー特措法は実効性を失います。

また、協議会を實際に開くこともなく書面上で開催する

また、協議会を實際に開くこともなく書面上で開催する

また、兵庫県交運労協ハイ

2022年度特定地域の要件を満たした19営業区域

- 旭川交通圏
- 秋田交通圏
- 福島いわき市
- 富山交通圏
- 金沢交通圏
- 尾張北部交通圏
- 西三河北部交通圏
- 静清交通圏
- 神戸市域交通圏
- 福山交通圏
- 岡山市
- 倉敷交通圏
- 高松交通圏
- 松山交通圏
- 高知交通圏
- 久留米市
- 大分市
- 鹿児島市
- 沖縄本島

ライドシェア電動化

ITF(国際運輸労連)の浦田誠政策部長より届いた海外情報をお伝えします。

米ニューヨークタクシー労働者連盟(NYTTWA)が、2030年までにライドシェア車両10万台をすべて電動化したいとするアダムス市長の

たハイタク運賃の値上げにも「負担増」を理由に反対しているからです。

NYTTWAは、電動化には賛成ですが、その費用が運転手に転嫁されないよう、市長の移行計画に組合が関わることを求めています。

英国でも、ロンドン交通局が最近、「電動化は待ったなし」と宣言しましたが、ウーバーは示し合わせたように大手レンタカー会社と電動車両2万台の導入で合意しました。

英アプリ運転手・配達員労働組合(ADCU)は、ライドシェア運転手が高額なレンタル契約の餌食にならないよう警戒を強める方針です。

計画に警鐘を発しています。ウーバーとリフトは歓迎の意向を示していますが、かかる費用を本主に負担するの「信用できない」のです。

両社は運転手に最低賃金や有給休暇を保障しない「偽装請負」でコストを削減してきた上、昨年11月に市が決定し

費用負担はだれに？

費用負担は待ったなし



岩手地本中央委員会 「支給率改悪を許すな」

全自交岩手地本本部は1月29日、盛岡市内で第58回中央委員会を開き、12月に実施された運賃改定の成果を賃金に反映することを重視する2023春闘方針を確立しました。同時に、自治体要請行動について、12月だけで岩手県、盛岡市、二戸市、一関市、釜石市にタクシー支援を求めたことが報告されています。

岩手地本・森茂委員長は「賃金支給率を維持すれば、次長の講演も行われました。東北地連・高橋学委員長と全自交本部・津田光太郎書記



岩手地本中央委員会



一関支部とタクシー協会が市に要請

ゼロゼロ融資返済に救済措置

借り換えを保証

コロナ禍の特例で実施されていた無利子・無担保のいわゆる「ゼロゼロ融資」は、多くのタクシー会社が利用しましたが、今年から返済が本格化します。

返済が厳しい中小企業への救済措置として、1月から「コロナ借換保証制度」が実施さ

返済が厳しい中小企業への救済措置として、1月から「コロナ借換保証制度」が実施さ

町村や保証協会が最大1億円まで保証してくれる制度で、保証期間(返済期間)は10年以内、据置期間(利息のみの支払いが認められる期間)が5年以内。つまり借り換えれば、最長5年は元本の返済を先延ばしできます。

「最近1か月」の解釈について、全自交事務局が中小企業が始まっている企業でも利用可能ですが、金融機関の定める

「最近1か月」の解釈について、全自交事務局が中小企業が始まっている企業でも利用可能ですが、金融機関の定める

2023春闘標語

《公募選出》

物価上昇に負けな！生活不安を払拭する賃上げを

全ての思いを交渉に 今こそ勝ち取る明るい未来

つなげよう 運賃改定 春闘勝利へ

待遇改善を勝ち取り魅力あるハイタク産業を目指そう

給料いつになったら上がるのよ！妻の叫びを背に受けて

賃金アップを勝ち取るっ!!

労働条件改善こそが業界の未来を創造する!

春闘で勝ち取るっ！生活基盤の安定を!

《本部提案》

適正台数・適正運賃の実現 ライドシェア断固阻止

エッセンシャルワーカーの地位確立 タクシーを地域交通の主役に

大軍拡・大増税に大反対 ストップ改憲・原発・基地・格差

※春闘標語の公募に対し、37作品の応募があり、7作品を選出しました。本部提案の3点と併せ全自交労連の2023春闘標語としました。採用者にはクオカード3000円分を進呈しています。

利率に加え、0.2%の保証料が必要ですが、通常の保証料0.85%より安くなっています。

「近」とみなせる」と回答が求められました。つまり、4月に申請するならば、1〜3月のどこかで条件を満たしていれば良いということになります。

タクシー会社の場合、運賃改定後に要件をクリアすること

と困難と考えられるため、早めの手続きが必要です。

借り換え後は、金融機関が

「最近1か月」の解釈について、全自交事務局が中小企業が

「最近1か月」の解釈について、全自交事務局が中小企業が

「最近1か月」の解釈について、全自交事務局が中小企業が

「最近1か月」の解釈について、全自交事務局が中小企業が

「最近1か月」の解釈について、全自交事務局が中小企業が

「最近1か月」の解釈について、全自交事務局が中小企業が

「最近1か月」の解釈について、全自交事務局が中小企業が